

夢をかなえる「未来貯金箱」

事業主の皆様へのご案内



社員思いの会社になる。

財形は社員のしあわせを
会社がサポートする制度です



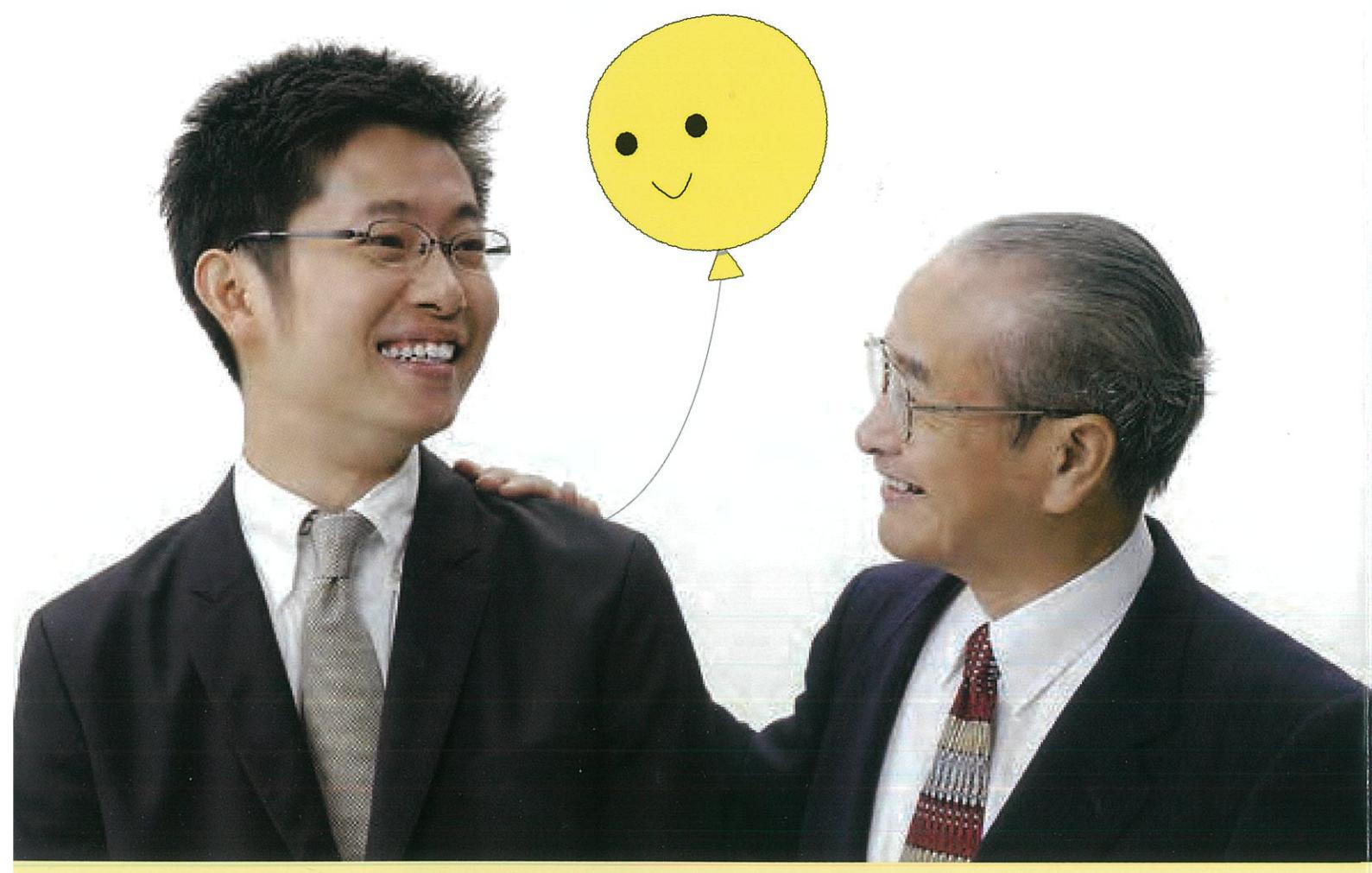
独立行政法人 勤労者退職金共済機構
勤労者財産形成事業本部

会社にとって、最大の財産は「人」。優秀な人材の確保は、会社の業績と成長に大きく関わっています。しかし、大卒新入社員の3割、高卒の5割が3年以内に離職する現代、人材の確保・定着は企業にとって深刻な課題です。就職したい会社の条件として、「安定している会社」「福利厚生が充実している会社」は、常に上位にあげられます。にもかかわらず、日本全体が厳しい経済状況にあるいま、多くの企業がコスト削減のために福利厚生を切り詰めています。そこで、活用していただきたいのが財形制度です。財形制度は、労働者の資産づくりを事業主と国が支援する制度。正式には「労働者財産形成促進制度」といい、「一般財形」「住宅財形」

はたらく人のメリット

- ・勤務先で貯蓄や融資のお申し込みができ、直接銀行などに行く手間が省けます。
- ・給与天引きで、確実に資産づくりができます。
- ・「住宅財形」「年金財形」は、利子等非課税の特典があります。
- ・年齢や収入に関係なく、貯蓄残高に応じて長期・低利の住宅ローン「財形持家転貸融資」が受けられます。

社会員のしわせ



「年金財形」の3つの貯蓄と、公的融資制度「財形持家転貸融資」があります。社員は会社を通して給与天引きで計画的に貯蓄ができるほか、「住宅財形」と「年金財形」は合計550万円まで利子等非課税の特典が受けられます。また、貯蓄残高に応じて長期・低利の住宅ローン「財形持家転貸融資」も活用できます。会社はその手続きの窓口となることで、社内預金・社内融資に準じた制度を導入し、福利厚生の充実が図れるのです。財形制度は、はたらく人の暮らしを守り、会社の信頼と安定・成長に貢献します。

財形貯蓄制度の導入状況		令和2年3月末
契約件数	732万件	
貯蓄残高	15兆6913億円	

がんばる会社のメリット

- ・社員の貯蓄意識を喚起し、勤労意欲を高め、労使関係を安定させます。
- ・福利厚生を充実させ、優秀な人材の確保・定着に有利です。
- ・社内融資の資金を、公的融資から調達することができます。
- ・「年金財形」の利用を勧めることで、社員の老後の生活設計を援助できます。



■ 財形貯蓄制度の導入案内

財形貯蓄は、はたらく人が継続的に給与を積み立てることを奨励し、税制優遇するものです。よって、積み立てられるお金が賃金の一部であることを証明するために、会社が給与天引きと払い込み代行を行うことが、法律上の必要条件となっています。制度導入の流れは、右図の通りです。

まず、取扱金融機関と相談しながら、会社が福利厚生制度として採用し、社内規程を作るなどします。

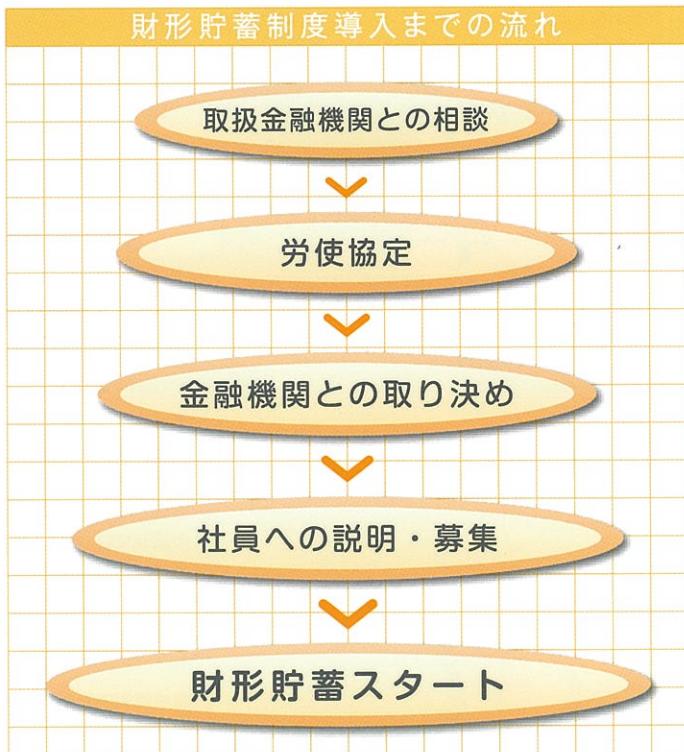
欠かせないのは、会社と社員の間で行う天引き協定です。法律上、会社が賃金の一部を控除して支払うためには、労使間の書面による協定(労使協定)が必要です。

財形貯蓄をスムーズに実施・運営するために、取扱金融機関と事務分担を確認し合うことも大切です。その際、覚書などを取り交わしておくことが通例となっています。社内の事務担当者にも、制度内容と事務手続きを正しく理解してもらいます。

制度が整ったら、社員に財形制度の説明を行い、契約希望者を募ります。契約希望者には、申込書に必要事項を記入してもらい、これを取扱金融機関に提出して、契約を結びます。

これで、いよいよ財形貯蓄のスタートです。会社は社員の契約内容に基づき、個々の積立金額を確認しながら毎月の給与やボーナスから控除します。積立金は社員に代わって会社がそれぞれの契約金融機関に払い込みます。

制度導入に際しての手続きについては、取扱金融機関にアドバイスを求めるといいでしょう。



■ 財形持家転貸融資制度の導入案内

財形のマイホームローン「財形持家転貸融資」を導入するには、会社が借り入れた資金を社員に転貸する社内融資規程と、負担軽減措置(住宅手当など)の整備が必要です。財形貯蓄制度の導入とは別の手続きが必要ですが、導入手順が同様ですので、併せて手続きされることをお勧めします。

「財形持家転貸融資」の導入にあたり、事業主に代わって融資業務(貸し付け・回収)を行う法人として、福利厚生会社があります。事業主または中小企業の事業主団体は、福利厚生会社に出資し、その構成員となることで、長期の債務負担・事務負担を自ら負うことなく「財形持家転貸融資」を利用し、社員に住宅を取得させることができます。

現在、厚生労働大臣登録の福利厚生会社として「財形住宅金融株式会社」(<http://www.zaijukin.co.jp>)があり、全国5都市に拠点を置いて、全国規模で財形の融資制度をサポートしています。

福利厚生会社を利用するメリット

- ①会社が債権・債務・保証の当事者となる必要がなく、社員が融資を受けられます。
- ②融資申し込み・借り入れ・貸し付け・回収の事務負担を軽減できます。
- ③安定した原資による社員向け住宅資金が得られます。
- ④利子補給等の負担を軽減できます。
- ⑤定年時や転退職時の債権回収などの問題を解消できます。



NPO法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会
理事長 白根 肇晴 CFP®

財形制度導入で 不況に強い会社になる

社員の人生設計をサポートする財形制度

私たちは、いま大きな将来不安を抱えています。人生を前向きに生きるために、その漠然とした不安の正体を明らかにし、具体的な対策を講じなければなりません。デフレ経済、財政不安、人口減少社会、増税、社会保障負担、複雑化する金融市場……。収入も頭打ちとなり、支出ばかりが増えることで、日々の暮らしに使えるお金=可処分所得が減り続ける今日、生活者は自助努力で自らの暮らしと資産を守らなくてはなりません。

皆さんの会社で働く社員も、職場を離れれば一人の生活者です。社員の生活を支えるものは、会社が支払う給与であり、それが彼らの人生をつくる資産となります。財形制度は、国と会社の支援のもと、勤労者の給与天引きで行う資産づくりを奨励するもの。一般・住宅・年金の3つの財形貯蓄と財形持家融資があり、「人生の三大資金」と呼ばれる、教育・住宅・老後のマネープランに対応しています。長い人生の中で次々と訪れるライフイベントに備え、生涯を通じて役立つ制度なのです。

会社を変える福利厚生の力

社員が安心して働ける環境づくりは、会社の信頼につながり、優秀な人材の確保・定着にも役立ちます。

日本の産業構造が大きく変換しているいま、自立した発想ができる社員がどれだけいるかが、企業の強みとなります。社員一人ひとりを価値ある人材として高めるには、会社側の努力も必要。どんなに小さな会社でも、これまでやっていたことを、この先も続けていくだけでは、事業の安定・成長は望めません。

不況下でも勝ち残る企業になるためには、新しい価値を生み出す努力=イノベーション(革新)が不可欠です。しかし、それは経営者が一人で旗振りするものではなく、現場を支える社員のイノベーションが進まなければ始まらない。将来不安を払拭し、人生設計に自信を持ち、目の前にある課題に集中して取り組める自立した社員が、現場から会社を変えていくのです。

福利厚生はそのためにあり、事業主はそうした環境づくりに企業努力として取り組むべき。社員の人生設計にストレートに応える財形は、会社の未来をつくる福利厚生制度でもあるのです。

財形制度は低コストで導入できる福利厚生の基礎

「現状維持バイアス」という言葉があります。大きな不満がない限り、変化を回避し現状維持を図ろうとする、弱い人間心理を指す行動経済学用語です。日本全体が下り坂で、多くの企業が福利厚生を削るなか、新しい環境整備に躊躇する経営者も多いに違ひありません。しかし、変化し続ける社会に対応するためには、何もないことがリスクとなります。

財形制度は、低コストで導入できる福利厚生制度。導入時こそ多少の事務手続きが必要ですが、始めてしまえばコストも事務も負担はさほどかかりません。今後、国ができる給付は減っていきます。財形は給付ではありませんが、国が国策として支援する制度。社員の貯蓄努力に対し、税金の優遇や低利の住宅ローンなど、見逃せないメリットを用意しているのですから、これを活用しない手はありません。

財形制度は福利厚生の基礎となります。企業の社会的信頼や組織力を高めるためにも、導入する意義は大きいと思います。

財形給付金制度・財形基金制度

勤労者の貯蓄を奨励する目的で、事業主が一定の拠出を行い、勤労者の貯蓄を支援する制度に「財形給付金制度」「財形基金制度」があります。事業主が、毎年、財形貯蓄を行う勤労者1人につき10万円を上限に拠出を行い、7年経過ごとにその拠出金と運用益の合計額を、給付金として勤労者に支払います。これにより、勤労者は資産づくりのスピードアップが期待できるほか、事業主にとっても、拠出金を損金または必要経費として扱えます。

財形貯蓄取扱金融機関

都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合・同連合会(JA)、漁業協同組合・同連合会、水産加工業協同組合・同連合会、金融商品取引業者、生命保険会社、損害保険会社等（順不同）

- 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部では、財形制度全般のご案内・広報等を実施しています。
- 制度についてのお問い合わせ、資料の請求等は下記までご連絡ください。
- ご相談窓口 03-6731-2935(ダイヤルイン) 受付時間 平日 9:00~17:15